

(仮訳)

2013年4月17日

プレス・リリース

「金融市場インフラのための原則」の実施状況に関する CPSS と IOSCO によるモニタリングについて

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「金融市場インフラのための原則」（原題：“Principles for financial market infrastructures”、以下「FMI 原則」）の実施状況をモニタリングするプロセスを開始した。FMI 原則は、中央清算機関（CCP）及び取引情報蓄積機関（TR）を含む、支払、清算及び決済システムのための国際基準である。FMI 原則は、グローバル金融市場を支えるインフラが、頑健であり、金融ショックに耐え得ることを確保すべく策定されている。FMI 原則は、CPSS-IOSCO より 2012 年 4 月に公表され、現在、世界各地の法域は、金融市場インフラ（FMI）の安全性、効率性および頑健性が高まるように、自らの規制の枠組みに FMI 原則を実施するプロセスにある。

FMI 原則を、完全に、適時に、かつ整合的に実施することは、主要な FMI の安全性、健全性及び効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を支えるうえで必須である。加えて FMI 原則は、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブは集中的に清算されるべきであるという G20 のマニフェストを果たすうえで重要な役割を担う。グローバルな清算集中義務は、特にデリバティブを扱う CCP の強固なセーフガード及び一貫性のあるオーバーサイトの重要性を補強する。CPSS と IOSCO のメンバーは、G20 と金融安定理事会（FSB）の期待に沿い、FMI 原則に含まれる原則及び責務を採用することをコミットしている。

注記

1. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS 事務局は、BIS 内に置かれている。CPSS に関する情報および CPSS の公表物は BIS のウェブサイト（www.bis.org/cpss）より入手可能である。
2. 証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。同機構は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。
3. 両委員会とも、金融安定理事会（FSB）により国際基準設定主体として承

認されている (www.financialstabilityboard.org)。

4. CPSS-IOSCO「金融市場インフラのための原則」は、BIS および IOSCO のウェブサイトから入手可能である。

<http://www.bis.org/publ/cpss101.htm>

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377.pdf>

5. 2009年9月、G20首脳はピッツバーグにて次の事項に同意した。

「遅くとも2012年末までに、標準化されたすべてのOTCデリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システムック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。」

(<http://www.g20.org/load/780988012> 参照)

6. 2010年10月、FSBはG20のマネットを実行するうえでの実務的論点に関する勧告の一部として、次の事項を強調した。

「グローバルな規制上のレベル・プレイング・フィールドを確保し、金融システムの安全性を増進するため、店頭デリバティブの中央清算機関は、CPSS及びIOSCOが共同で策定中の国際基準を最低でも満たしている規制上の基準に基づき、強固で一貫性のある監督及びオーバーサイトに服すべきである。」(2010年10月、店頭デリバティブ改革の実施に関する報告書・勧告9)(<http://www.g20.org/load/780988012> 参照)

7. FSBは2011年10月、G20金融改革の実施状況に関するモニタリング及び報告のための協調の枠組みを確立した。この枠組みでは、特に、基準設定主体が、各々の国における実施状況の進捗に関するモニタリング及び報告に対して責任を負うことを想定している。

(http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111017.pdf 参照)

8. 評価を企画し実行するため、CPSSとIOSCOは、キャロル・アン・ノースコット(カナダ銀行)とハイメラ・ウォーキー(米国証券取引委員会)を共同議長とするタスクフォースを組成した。

9. 質問がある場合には、CPSS事務局(cpss@bis.org)又はIOSCO事務局(c.vitzthum@iosco.org)に連絡願いたい。

実施状況のモニタリングの詳細

評価の範囲

実施状況のモニタリングは、FMI原則に含まれる原則及び責務A～Eを対象とする。レビューは段階的に行われ、まず、対象法域が原則及び責務の実施を可能とする規制及びその他のポリシーを採用するプロセスを完了しているかについての評価が行われ、次に、それらの変更が完全で、原則及び責務と整合的なものとなっているかについての評価が行われる。また、FMIによる原則の実施及び当局による責務の実施の結果が、FMI原則と整合的なものとなっているかについても評価が行われることになる。評価の結果は、CPSSとIOSOCのウェブサイトにて公表される。

対象となる法域 – 評価は以下の法域を対象に行われる。アルゼンチン・オーストラリア・ベルギー・ブラジル・カナダ・チリ・中国・欧州連合・フランス・ドイツ・香港SAR・インド・インドネシア・イタリア・日本・韓国・メキシコ・オランダ・ロシア・サウジアラビア・シンガポール・南アフリカ・スペイン・スウェーデン・スイス・トルコ・英国及び米国。

FMIの種類 – 多くの法域において、規制・監督・オーバーサイトの枠組みはFMIの種類ごとに異なる。最初の全体的な評価がすべての種類のFMIに必要な規制変更を対象としている一方、（実施の整合性をカバーする）更なるテーマ別評価では、デリバティブ商品の中央清算及び透明性に関するG20コミットメントの達成の重要性に鑑み、OTCデリバティブを扱うCCP及びTRに焦点を当てることになると思われる。OTCデリバティブを扱うCCP及びTRを優先させることは、多くの法域において、これらの分野における改革の実施が最も進捗していることを踏まえると、最初の報告がタイムリーに行われることを確保することに資する。

時期

現在、各法域において、FMI原則に含まれる原則及び責務を反映するための規制の変更がなされているか否かに関する第1段階の評価が実施されている。この評価の結果は2013年第3四半期に公表される予定である。